

# 薩摩藩長崎聞役

## — 設置の経緯とその役職について —

上 村 文

### はじめに

江戸時代、九州諸藩には長崎聞役という役職が置かれていた。

彼らは「聞役」という職名が示すとおり、鎖国下日本における海外情報の最大の流入口たる国際都市長崎において、自藩が必要とする政治的情報を収集し、国元へ伝達する職務を帯びていた。

一方、情報化社会といわれる今日、情報技術の進歩に伴い、この数年間で私たちの情報との関わりは大きく変化している。一方的な情報の受け手という立場から自身が情報の発信者たりうる立場へと変化し、生活のあらゆる場面で自身が情報を管理（収集・判断・蓄積・分析・選別）する能力や責任が問われているといえよう。こうした情報に対する今日的な視点から近世における「長崎聞役」という存在に関心を抱いたのが本稿執筆のきっかけである。

本稿ではこうした諸藩長崎聞役に関する先行研究の成果をふまえ、薩摩藩における長崎聞役の存在に焦点を当て、従来検討されていなかつたその成立の背景と職務について取り上げるものである。そこでまず長崎聞役設置に至る歴史的経緯について、その前提条件としての鎖国完成期における対外的緊張と薩摩藩との関わりについて概観する。次に薩摩藩長崎聞役の職務全般について、職制史料をもとに基礎的な確認と考察を試みるものである。なお、聞役の情報収集活動の実態については、玉里島津家文書中に存在する天保～嘉永期にかけての聞役からの報告をもとに海外情報の収集と伝達について考察するつもりであったが、十分な史料検討にまで及ぶことが出来ず、先行研究の紹介にとどまっている。

長崎聞役を対象とした論考としてはすでに、梶輝行氏が九州諸藩の長崎聞役の成立について正保四年（一六四七）のポルトガル船来航事件に端を発していることを指摘し、その職務全般に関する分析において特に聞役配置の重要な要因となつた異国船対策関係を中心に論じている。<sup>①</sup>また沼倉延幸氏は幕末期の五島藩および熊本藩の長崎聞役が収集した海外情報について取り上げ、ペリー来航前後における海外情報について、熊本藩聞役の情報収集活動を通してその情報ルートおよび情報の交換につ

1 長崎聞役設置の経緯について  
1 長崎聞役とは

江戸時代、薩摩藩を含め、九州の諸藩は長崎に出先機関として藏屋敷を設け、長崎奉行所との連絡役として長崎聞役（長崎留守居）を派遣・駐在させていた。長崎聞役を派遣していたのは、福岡藩・佐賀藩・熊本藩・対馬藩・平戸藩・小倉藩（以上六藩定詰、年間を通して駐在）、薩摩藩・長州藩・久留米藩・柳川藩・島原藩・唐津藩・大村藩・五島藩（以上八藩夏詰、オランダ船が寄港している時期にあたる陰暦の五月中旬から九月の下旬を任期として駐在）の計一四藩である。

なお長崎聞役の呼称については、各藩史料によりまちまちの呼称が存在することが知られ（「聞番役」・「聞繼役」・「長崎在役」・「長崎在番」・「長崎番」など）、また当初は通常「附人」と一般的に称され、「聞役」の名称が現れるのは宝暦から明和にかけての頃と推測される（梶氏前掲論文）。また熊本藩の場合、自藩のものを長崎留守居、他藩のものを長崎聞役と区別して呼んでいる（沼倉氏前掲論文）。後述するが薩摩藩においては職制上の名称は「長崎御附人」であり、対外的に「長崎聞役」の名称を使用することもある。他藩類役の表記との兼ね合いからも本稿では長崎聞役として統一的に表記するものとする。

## 2 聞役設置にいたる背景について

梶氏前掲論文では、長崎聞役が設置されるにいたつた事情を最もよく伝えているとして次の史料を引用されている。

〔寛永之頃迄ハ長崎江何方より茂附人差置事無之、銘々心次第、藏本屋敷江軽き侍或ハ町人差置、奉行所社も飛脚等之取次いたし、極而附人と云事無之處、正保四年ニ南蛮船來着、俄ニ近国令騒動、いづれも長崎江勢差越候、とかく長崎之儀、大切ニ存、元禄元年辰年迄二段々附人拾四ヶ

所之大名より出之」（『長崎古事集』無窮会図書館所蔵神習文庫）

これによると寛永頃までの諸藩藏屋敷は軽き侍や町人で構成されていたのが、「正保四年ニ南蛮船來着」し、あわてて近国より軍勢を差し向けるような事態が発生し、「とかく長崎之儀大切」と認識されるようになり、元禄元年までに十四の藩から聞役（「附人」）が派遣され、常駐するに至っている。

つまり、長崎聞役設置の時期はおおよそ正保四年（一六四七）から元禄元年（一六七八）の間で、設置の目的は、長崎で異変が起つた時に即応できるような体制を整備するためだつたことが示されている。

ところで、この九州諸藩を巻き込む軍事的緊張に発展した「正保四年の南蛮船來着」とはどういう事件だったのか。事件発生までの幕府の対外政策の流れと薩摩藩および九州諸藩と長崎との関わりについて以下に述べる。

### （1）鎖国と沿岸防備

寛永十九十三年（一六三三～三六）にかけて、日本船の海外渡航の禁止、海外在住の日本人の帰國の禁止、貿易地の制限などいわゆる鎖国令として知られる幕府の対外政策の大綱が次々と確定していく中で、寛永二十四年十月末に起つた島原の乱を契機に、寛永十六年旧教徒であるボルトガル船の来航禁止が発令された（七月五日付「かれうた御仕置之奉書」他三通<sup>(4)</sup>）。この発令を受けて九州諸藩の家老が長崎に招集され、薩摩藩では家老川上久国が長崎に出向き、キリストン禁止の強化とボルトガル船の着岸禁止および異国船に対して警戒を強化するよう通達されている（八月七日<sup>(5)</sup>）。

翌十七年五月十七日、通商再開を求めるボルトガル使節の船がマカオ

より長崎へ来航し、この時幕府は大村・島原藩に長崎警固を命じるとともに、上使（加々爪忠澄・野々山兼綱）を派遣して乗船を焼き沈め、使節以下六十一人を処刑するという処分を断行させた。これは禁を破つて渡航してきたポルトガル船に対する幕府の厳然とした態度を内外に示すものであり、同年六月三日付幕府老中大老連署書<sup>(6)</sup>には幕府の今後の方針として明確に示されている（「自今以後、萬一船を渡におゆてハ、何之湊たりといふとも、見合ニ可處死罪之旨、可相含之者也」）。この方針に従い、ポルトガル船の再来航（報復）に備えて九州をはじめとする諸藩の沿岸警備の体制がいつそう強化されていくのである。具体的には同日付幕府条書<sup>(7)</sup>によつて以下の指示が出されている。

- ①領内に海上見張りの番所を置き、厳重に警戒すること
- ②ポルトガル船を発見したら高力摂津守（島原藩）・長崎奉行・大坂および隣国へ通報すること
- ③ポルトガル船を発見したらすぐには攻撃しないで高力摂津守と長崎奉行の指示に従うこと
- ④ポルトガル船以外の唐船・異国船着岸の時は船中人数を改め、上陸させず長崎へ回送すること

薩摩藩では、家老中異国方掛（初代は島津久慶）の管轄の下にこれら異国船警備に関する幕府からの指示が実行されていった。領内沿岸には遠見番所が設置され、長崎への軍事動員に備えて軍備の強化が図られ、異国船発見時の通報先や対処などの指示が出されている。

一方、長崎においては、寛永十八年福岡藩に、翌十九年には佐賀藩に長崎警固番役が命じられ、両藩の隔年勤番による常時警備の体制が敷かれ、島原・唐津・大村・平戸・五島などの近隣の藩にも長崎警衛の役が

課されている。<sup>(8)</sup>

その後薩摩藩領内へポルトガル船が来航・漂着した時の対応は、異国船來着の折は南蛮人を計策を以て陸に下ろして揚捕り（困難な時は討ち果たし）、その船の雑物も散逸しないよう南蛮人と共に差し出すこと（寛永二十年（一六四三）二月十四日家老島津（下野守）久元ら条々<sup>(9)</sup>）を基本方針としていたが、正保二年（一六四五）以後、商船渡海の「訴訟」（通商交渉）を目的としたポルトガル船が来航することを想定し、その対応が変化していく。すなわち薩摩藩に對しては、もしポルトガル船から「訴訟」の申し出があれば長崎へ送致し、長崎奉行をはじめ長崎警衛を担当する諸大名などへの注進を迅速に行い、領内沿岸の警戒を油断なく行うよう幕府から指示されている。

（2）正保四年ポルトガル船来航

「正保四年長崎港<sub>江南</sub>南蛮船二艘渡來ニ付御取計振等ノ書面」<sup>(10)</sup>によれば、正保四年六月二十四日ポルトガル使船二艘（乗組人数四百五六十人『徳川実紀』では使船二百人、副船百二十八人）、使者ゴンサアルホウテンイラデソウサ）が硫黄島（伊王島）沖に到着したので検使・通詞を派遣して渡來の目的を尋ねると、日本へのポルトガル船来航停止処分の赦免を願うゴハ（ゴア）国王よりの使者であることを告げた。同二十六日長崎港内「みなげ前」に入港し、武具の供出を要求したが拒否されたため、江戸へ注進に及び、近隣諸藩の家老・物頭を長崎に招集し、警備にあたらせた。江戸からの回答を待つ間に岡田を要求されないように港口の神崎と戸町の間に大綱を張り、船を並べて繋いで船橋とし（浮ヶ（解）に船のかきだつ（垣立）をとり、其上に綱を為持幾重ニモ張り候<sub>面</sub>材木を並べ竈子をかき人馬自由に相働き候様要害を付<sub>面</sub>）、「ポルトガル船の

脱出を防ぎ、当年長崎警固番役である福岡藩を筆頭に嚴重な警戒にあたつた。七月二十八日上使井上筑後守（政重）・長崎奉行山崎權八郎（正信）が到着し、上意（今後の渡来は許さず、使者は処罰なく帰還させる）を伝え、八月六日無事出帆し、警固にあたつた諸藩の軍勢も五日後に帰国した。

『鹿児島県史第二卷』によれば、「薩摩藩は江戸より家老北郷久加（佐渡守）・用人相良（権兵衛）・頼員を長崎に派し、ついで島津久頼（敷根・筑前守）以下総員九十名未満の人数を派遣した。大村家覚書卷六によればこの人数は長崎湾外四郎ヶ島辺に滞泊し、船中にあつて待機したものとの様である」とある。この時の諸藩出陣人数は史料により異なるが『徳川実紀』によれば総勢四万八千三百五十四人で、その内訳をみると（表1）薩摩藩の長崎派遣人数は他藩に比べて極めて少ない。これは「其元之儀は嶋々も多、近辺手薄」になつてはいけないという理由で長崎への派兵を差し止められ（六月二十九日高力忠房（島原藩主）・日根野吉明（豊後府内・西国目付）・馬場利重（長崎奉行）連署書状）、領内の沿岸警備に力を入れたことによる。久見崎には主力となる軍勢を配置し、ポルトガル船が逃走した場合に備えてその経路と予測された販島周辺を厳重に警戒し、ポルトガル船長崎出帆後も出水から志布志に至るまでの海岸線に浦々張番が置かれ、八月十六日までその警戒は続いた（表2）。

このように事件そのものは無事に終わつたが、鎖国間もないこの時期にあつて、幕府にとつては長崎警備の必要性を改めて認識させられることとなつた。翌慶安元年二月二十六日幕府は九州のみでなく中国・四国諸藩にも切支丹宗門の穿鑿と異国船に対する警備強化につき通達を出

している。<sup>(12)</sup> なお『長崎県史対外交渉編<sup>(13)</sup>』では同時に「平素長崎奉行との関係を密ならしめ、この後諸藩の藏屋敷に聞番（聞役）として物頭クラスの武士が常駐するようになった」とある。

## 二 薩摩藩長崎聞役について

### 1 薩摩藩長崎聞役の成立について

薩摩藩の職制史料である「職掌紀原」<sup>(14)</sup>は「長崎御附人」（長崎聞役）の成立と変遷について以下のように説明している。

#### 長崎御附人

公儀より長崎<sup>(え)</sup>御役所被召建候は元和二年<sup>(内辰)</sup>にて御座候、其節より御使<sup>(※)</sup>人被差遣候儀相見得不申候、承応元年<sup>(壬辰)</sup>二月薬丸大炊兵衛事長崎<sup>(え)</sup>詰に被差越候段旧記に相見得申候、即御使<sup>(※)</sup>人の始にて可在御座候、延宝年鑑の記録に長崎御留守居と有之候も御附人の儀と相見得申候、尤其比より十人十一人の賄料被下候、正徳二年<sup>(壬辰)</sup>正月御役料御当地<sup>(え)</sup>罷居候節ハ御切米拾五石、長崎詰の節は御賦銀壹貫五百目余、飯米四拾六石五斗七升余可被下之旨被相定、且又已前には兩人にて致交代長崎<sup>(え)</sup>相詰候處、中古老人役に相成、元禄十二年<sup>(己卯)</sup>二月野村源助盛富江御附人被仰付、先役薬丸伊右衛門兼定と兩人にて隔年致在勤候様被仰付、尤御国元江罷居候節は日勤不仕候處、宝永六年<sup>(己丑)</sup>十二月平日異国方<sup>(え)</sup>相詰候様被仰付、其後天明二年<sup>(壬寅)</sup>正月長崎御附人の儀長崎又は於他所聞役と相唱書附等にも相認、御内輪にては是迄の通被仰付候旨被仰渡候、

聞役派遣の開始時期について、「公儀より長崎へ御役所被召建候」元和二年（一六一六）の頃はまだ薩摩藩から長崎へ聞役を派遣することは

なかつたとある。ところでこの「御役所」とは長崎奉行（所）のこととを指していると思われるが、「職掌紀原」がその始まりを元和二年としている——幕府の長崎奉行（寛永六年（一六二九）頃までは代官とも）の派遣は開幕当初の慶長八年（一六〇三）より既に始まつてゐる——のはなぜだろうか。

元和二年四月の家康逝去により二代將軍となつた秀忠は、禁教政策を強化し、それに伴い、日本国内に入港する外国船に対する管理・統制を強化している。これに関して同年六月日付で薩摩藩から明商に示された「須知之覚」には、幕府は今後、長崎に幕府の役人を置いて、すべての

外国商船を長崎に集め、長崎でのみ貿易を行う（長崎以外での貿易を禁止する）方針なので、明の商船の薩摩藩領内への寄港は許されないこと、しかしながら幕府の方針が変更になつて今後も薩摩藩領内で貿易が継続できる可能性もあるという見解も添えられている。かくして八月八日発

令の幕府法令では外国船（オランダ船・イギリス船）の来航地を長崎・平戸に限定しているが、追書に「唐船之儀は、何方え着候共、舟主次第売買可仕」として、中国船については長崎以外の寄港地での貿易も認められたこととなつた。しかし、薩摩藩の中国船貿易に対してはこれ以前の慶長年間から、中国船着岸の際の長崎奉行への通知義務や積載商品についての報告義務（幕府の先買特権の行使）、長崎への廻航命令などといつた形で幕府による干渉が次第に強化される傾向にあつた。元和二年という年は、貿易地を制限して外国貿易を長崎に集中管理させ、その実行にあつた長崎奉行の支配権限が強く認識されるようになつた時期と

考えられているものと思われる。

### （2）聞役の職名について

延宝期（一六七三～八一）には「長崎御留守居」とも呼ばれていたようである。また天明二年（一七八二）からは対外的な便宜から「長崎聞役」の名称も使われるようになる。

### （3）聞役の初見

聞役の初見は、承応元年（一六五二）二月で薬丸大炊兵衛とされている。「称名墓志」によれば、薬丸大炊兵衛は兼陣<sup>(2)</sup>または兼速、大炊兵衛、刑部左衛門といい、号を如翠、示現流を東郷重位に学び、仕えて長崎御附人にいたる（元禄二年八月五日没（八十三歳））とある。

## 2 薩摩藩長崎聞役の職務について

次に「御役人帳」をもとに具体的に薩摩藩長崎聞役の職務について見ていくものとする。

一 長崎御附人兩人、御屋代とて町人壱人相付、

一 御役料米長崎詰之時百俵、筆紙墨代銀三枚、長崎詰中拾壱人賦、

一 異国方御用聞とシテ兩人ニ<sup>(3)</sup>隔年ニ壱人ツ、三月より十月迄彼地江

勤番也、

一 御領内江漂着之唐船長崎江警固人相付送届候付、長崎御奉行方江使者同心ニ<sup>(4)</sup>首尾申上候役也、

一 其間々ニも何そニ付使者被遣候時御奉行方江同心ニ<sup>(5)</sup>て被罷出候事、

一 每年九月末十月阿蘭陀船帰帆済候得は、則諸国附人御暇被下之由也、

（1）長崎聞役の定数は二人である。交代で一人づつ、隔年に、「異

國方御用聞」として長崎に勤番する。

役職の定数と長崎への勤番については、当初一人で交代して長崎詰にあたっていたのが、一時一人役の時期を経て、元禄十二年（一六九九）二月から、この時聞役に就任した野村源助盛富と先に就任していた薬丸伊右衛門兼定の二人で、隔年で長崎に在勤するよう命ぜられている（「職掌紀原」）。幕末に成立した「薩藩役職補任」にも定数二人としてその人名（文久元年（一八六一）五月追田甚蔵・文久三年九月四日竹下清右衛門）が確認される。なお、国元詰の時の日勤については、宝永六年（一七〇九）十一月より異國方勤務を命じられている（「職掌紀原」）。

(2) 長崎勤番の任期は三月から十月までである。毎年九月末か十月頃にオランダ船が帰帆した後、諸国の附人の任期は終了する。

(3) 長崎詰めの時の役料米は百俵、ほかに長崎詰中は筆紙墨代銀三枚、十一人賦料（公務旅行の手当）が支給される。

「職掌紀原」には長崎在勤中の手当について役料銀一貫五百目余および飯米四十六石五斗七升余（正徳二年（一七一二）一月）、「薩藩役職補任」では役料銀一貫六〇〇目（文久元年（一八六一）五月）とあり、時代により高下するものと思われる。なお国許詰の時の役料米はだいたい十五石（二斗俵立で七十五俵相当）である。

(4) 領内へ漂着の唐船は長崎へ警固人を付けて送り届け、国元よりの使者と一緒に長崎奉行への報告をする。

(5) その間々にも何かにつけ国元より長崎へ使者が派遣される時は長崎奉行へ一緒に出頭する。

国元から長崎への使者については『藩法集』に、藩主在国中の長崎奉

行への諸見舞ならびに寒中・歳暮の使については從来聞役が長崎に在勤して勤めてきたが、今後は聞役の任期中である（三月から）十月までは長崎在勤の聞役が勤め、聞役はそこで帰国し、寒中・歳暮・年頭の使は春代新番等の内から選び、年内に国元を出立して右の御使勤を済ませ、直に江戸へ出府する（但、藩主在府の節は是迄の通り御家老衆より仰状を以て遣され、且つ年頭の使は藩主在府の節も本文同様）という規定が見出される（享和元（一八〇一）年酉九月）<sup>22</sup>。聞役在崎中の長崎奉行への諸見舞については、薩摩藩の例ではないが「長崎聞役覚書」（安永四年（一七七五））には、夏詰着任の挨拶（献上金品持參）と御礼（六月朔日夏詰一同出頭）、月次御札（付け届け）、五節句（国元よりの使者同道）のうち七夕は夏詰一同出頭し、そのほか暑氣御機嫌伺（土用）などとあり、上記の諸見舞の節は町年寄や類役中へも挨拶に出向いている。

(6) 長崎聞役の他に、藩藏屋敷には「屋代」と呼ばれる長崎町人一人が置かれている。

この「屋代」（用聞・用達商人）とは長崎の有力町人で、現職の町乙名も少なくなく、二藩かけ持ちの用達商人もあつた。用達商人の下には藩指定の問屋数軒があつた。<sup>23</sup>用達には（5）で触れた長崎奉行所への付届けの手配や、自國出身者（商人を含む）の在崎中の世話といった形で長崎でのあらゆる便宜にあたらせている。

「津口心得之覚」には

一長崎表<sup>江</sup>他国より稼等三付入込候者多有之、惣体取締不宜、此節長崎御奉行より被仰渡趣有之候付、已來御国元より長崎へ差越候節ハ往来切手致持參、問屋より長崎御屋代<sup>江</sup>差出候節、何方之何某問屋何町何某方へ罷居候段御屋代より書付相渡、其度々於御役所改を受候筋被仰渡候、

何そニ付長崎へ差越候旨、商人ハ勿論瀬戸物商売惣テ他所往来之船ハ御領内致廻船ニテモ、風不順ニヨツテ長崎へ着岸候ハ、被定置候問屋へ相

付、御屋代方へ其首尾申出候様ニ可致候、尤唐物商売御法度之段ハ兼申渡事候ヘ共、尚又緩せ無之様可相守候、

右之趣於長崎諸家江も向々締方被仰渡候段長崎御付人申越候間、此已後無証文之者長崎表へ入込、万一御役所より及御沙汰候而ハ不宜事候条、此旨〇〇（判読不能）中へ不洩様ニ可申渡候、

十月

御勝手方

とあり、

国元から長崎への往来について、長崎来訪者には往来証文を持参させること、長崎滞在中は「被定置候問屋」へ止宿させ、問屋を管轄するそれぞの藩の「屋代」を通じて、滞在者の届け出と「御役所」での改めを行つていてことが確認される。またこれらの指示が長崎奉行より長崎聞役を通じて国元に伝達されていることも確認される。

なお、薩摩藩藏屋敷には「聞役代」という役職の存在がある。

薩摩藩の琉球貿易に対する貿易統制として、文化七年（一八一〇）琉球貿易品は長崎会所の入札組織に組み入れられ、右の統制の対応策として、文政元年唐物方が設置され、唐物方と長崎藏屋敷の連携のもとに琉球貿易は推進された。同貿易の最高責任者は、天保改革の立役者調所笑左衛門である。聞役代（別名産物掛）は主として「琉球産物」をはじめとする黒砂糖や茶などの国産物の販売や代銀回収に従事し、長崎会所との交渉および唐物方との連絡のために隨時長崎と薩摩間を往復した。<sup>㉙</sup>

### 3 薩摩藩長崎聞役の格と職務の性格について

#### （1）役職の格について

薩摩藩の役職は任命の形式により格付され、藩主申渡の役である城代および三役（家老・若年寄・大目付）の下に、諸役（「御役人」と通称される）があり、諸役のうち上級の者を家老直申渡の役（家老直触役）、下級の者を用人申渡の役として区別される。長崎附人は用人申渡の役に格付けされ、そのなかでは作事奉行・記録奉行に次ぐ上位の役順に位置している。

#### （2）職務の性格について—留守居との共通性—

「長崎聞役秘録写」<sup>㉚</sup>（文政末（六）年（一八三三）九月）では諸藩聞役間の職務上の交際について次のように説明している。

「諸國より長崎江聞役被差置候處ハ、平日ハ御奉行所より在所々々江御達筋<sup>井</sup>諸御用向為可致達方、次ニ御國之御掛合筋在之節、國方役人二而取合候而ハ表向之事ニ相成候間、聞役相互及熟談候得は事柄も穩ニ相濟候、其外國々用便ハ不及申、第一異國船入港之節御備御手当之用便を初、人數等被差向候節、諸手之用意は申迄も無之、國々之人數三付夫々御家格・流儀々々之備向も有之、或ハ遠近之差別、兵糧運送之支配、尚又臨機應變之變化<sup>者</sup>非常異変之時態ニ不相隨<sup>而</sup>ハ、難相極候、依之聞役相互兼<sup>而</sup>入魂ニ相交候儀は、其時ニ至自由為便利之相詰候儀は、銘々覺語候所ニ候」これによると聞役の職務とは、平素は奉行所からの通達を國許へ伝達したり、藩対藩の交渉となると事が表立つてしまうような事柄を聞役間で内密に穩便に処理することであり、その他にそれぞれ自藩独自の用向をかかえているのはもちろんのことだが、第一に考えなくてはならないのは異国船入港の折に軍備も長崎からの遠近も異なる諸藩が協力

して非常異変の事態に臨機応変に対応しなくてはならないということである。聞役相互が兼ねてから入魂のつきあいを重ねているのはそういうた非常時の便宜のためと心得ている。

「長崎聞役秘録写」ではこれに續いて、こういう聞役同士の「入魂」の交際が定例化し派手になり、交際の場である「寄合」に遊興がましい性格が強くなり、これは三都（江戸・大阪・京都）留守居の場合も同様であつたとある。長崎聞役の場合は特に「定居（定詰）」の藩が主導する形で「寄合」への参加が強制され、以前は十四力所聞役が一同に寄り合つていたのが、寛政期にこうした寄合での華美な交際が厳しく規制された<sup>(2)</sup>のを期に夏詰と定詰の寄合とは別になり、文政六年当時は

定詰寄合：福岡・佐賀・熊本・対馬・平戸・小倉・大村

夏詰寄合：長州・柳川・島原・唐津

寄合もたず：薩摩・久留米・五島

（――は夏詰任務）

という状況であつたという。ただし薩摩藩・五島藩は定詰の寄合に加入していた時期もあり、寄合への参加は流動的なようでもある。寄合を持たない三藩は互に「御役所向」を「頼合」、公務に支障を来さないよう協力関係を結んでいたようである。

『長崎聞役秘録写』にみえるこうした聞役同士の交際関係からは、有事の際の連携を建前としながらもその意味合いが薄れてきていること、

幕府や諸藩との関係性を維持し、情報を得たり交渉に及んだりするためには交際なくては職務が遂行できないという職務上の性格がみえてくる。

また「江戸大坂京都留守居・長崎附人書継起請文」<sup>(3)</sup>は、役職就任時に同文の誓詞に対して就任者が年々署名を書き継ぐ形で提出されているものであるが、この留守居・長崎聞役連名のものには、三役（家老・

若年寄・大目付）および側廻り、奥向きの役職にその提出が多く見られる。このなかで留守居・長崎聞役が同文の誓詞を使用していることに職務の類似性が確認されるものである。

誓詞（起請文前書）部分を見てみると七ヶ条目に以下の文言がある。一當役儀ニ付邪儀私欲を以は從諸人致進物取入儀ニ候間、右体之賄賂受用仕間敷候、且又町人之者共其外不依誰人自分之勝手能事を企、訴訟甲候共御為不宜儀ニ候は取持仕間鋪候事、

役儀の公正性を保つために賄賂の受取を禁止するという文言は他役誓詞にも見受けられるが、それに続いて「町人之者共其外」から、都合のいい「訴訟」を持ちかけられても藩の「御為」にならないと判断するならば取り合つてはいけないという文言が見られる。これは他の役職には見受けられない部分であり、留守居・聞役が出先の職として日常的に交渉に携わり、自藩にとって有益な結果をもたらすべく判断を迫られる職であったことが見て取れる。

なお署名部分については留守居・聞役の肩書による書き分けがなく、個々の人名に役職の判別を付けることはできなかつたが、このなかで聞役として判明した人物に「伊集院仁左衛門俊矩」があり、「称名墓志」によれば享保七年（一七二二・五十一歳）に聞役就任の後、大坂留守居にも任せられている。

留守居と長崎聞役とでは職制上の格付（家老直触と用人達役）は異なるものの、職務の性格は共通するものがあり、『薩藩史談集』（小牧昌業講話「薩藩行政組織」）に長崎聞役は「御留守居の格の低い人」とあるのは妥当な定義だと考えられる。

#### 4 聞役の情報収集について—海外情報と長崎—

鎖国下、長崎にもたらされる海外情報源の中核をなしたのがオランダ商館長から幕府へ提出された「オランダ風説書」であり、オランダ通詞によつて翻訳され、長崎奉行を通じて幕府中枢に伝達されるその情報は、幕府によって秘匿・独占されることが建前であつた。ポルトガル船の来航禁止（一六三九年）後、東アジアにおけるスペイン・ポルトガルの動静を探る必要から始まつたこの報告は、オランダ側に不利な情報は割愛されるものの、鎖国下の日本で唯一直接にヨーロッパからもたらされる最新の海外情報だった。その内容は次第に形式化していくもののアヘン戦争（一八四〇年）を機に「別段風説書」として別に詳しい情報が提出される。岩下哲典氏「ペリー来航予告情報の伝達と幕府の対応」<sup>④</sup>では、嘉永五年（一八五二）に長崎のオランダ商館長から段階的に提示された別段風説書を含むいくつかのペリー来航予告情報の存在と幕府への伝達の事実が明らかにされている。同情報についてはすでに芳即正氏が「島津斉彬の海外情報源」<sup>⑤</sup>で、薩摩藩が独自に、長崎在勤藩士（大迫源七）を通じてかねてからの「御内用頼ノ者」であった翻訳通詞から、別段風説書の内容の一部として翻訳文下書の写しを入手していた事実について言及している。情報を提供した通詞が秘密保持について厳重に念押していることからも情報の重要性が窺われ、これに対し、薩摩藩は（通常の手当とは別に）「別段御礼品」をもつて報いている。こうした謝礼・報酬を媒介とし、内密の「用頼」が出来る翻訳通詞との関係がいつ頃から始まつたかは定かではないが（あるいは重豪あたりの創始か）、斉彬は世子時代からそういうルートから得た情報を重視していた。また、沼倉氏（前掲論文）は、熊本藩の聞役が「手寄之通詞」である蔵屋敷出入

通詞から機密情報たる別段風説書の内容を入手していること、さらに他藩の聞役を利用して入手した情報に分析を加えるなどして精査された情報が国許に伝達されていく過程を明らかにしている。

このように幕府の厳しい管理下にあつたはずの長崎発の海外情報が漏洩していたという事実と、その背景に長崎奉行所や諸藩長崎藏屋敷を拠点に活動する人々（長崎聞役をはじめとする長崎在勤藩士や出入りの通詞・商人）が相互に培つてきた人間関係を基礎に情報の収集伝達を行つていたという事実は注目されるところである。

#### むすびにかえて

本稿では触れられなかつたが、近世期における海外との窓口は長崎に限られたものではなく、薩摩藩自体が長崎・対馬・薩摩・松前の四つの「口」と表現される海外との接点の一つであり、琉球という独自の海外情報源のチャンネルをもつていた。自發的にしろ偶發的にしろ海外の動きに敏感にならざるを得なかつたという地理的背景を持つ薩摩藩が、こうした海外情報に対する多様なチャンネルを活用して、入手した情報をいかに自藩の經營に結び付けていったのかという薩摩藩の情報活用のありかたについてはなお検討する余地があると思われる。

(表1) 正保4年(1647)ポルトガル船長崎入港時の諸藩出陣人数

藩主	城地	石高	出陣人数			船数			陣所 b
			a	b	c	a	b	c	
黒田忠之	筑前福岡	433,100	17,730	11,703	—	215	233	—	西泊・戸町
細川光尚	肥後熊本	540,000	11,301	11,301	—	350	133	—	外木鉢
鍋島勝茂	肥前佐賀	357,000	8,350	11,350	—	150	125	—	深堀高向
立花忠茂	筑後柳川	109,600	3,870	3,870	—	0	90	—	香焼島
寺沢堅高	肥前唐津	81,600	3,505	3,500	—	70	90	—	内木鉢
小笠原忠真	豊前小倉	150,000	—	1,670	—	—	65	—	
小笠原長次	豊前中津	80,000	1,678	—	—	0	—	—	
大村純忠	肥前大村	27,900	2,603	2,600	—	0	30	—	
高力忠房	肥前島原	40,000	—	2,000	—	35	30	—	
松平定行	伊予松山	150,000	6,311	6,300	—	160	93	—	
松平定房	伊予今治	30,000	1,190	1,200	—	0	80	—	
合計		—	56,538	55,494	48,354	980	969	898	
薩摩藩(島津久頼出陣) (領内久見崎まで)		728,700	—	90	—	—	—	—	長崎湾外四郎ヶ島
筏船(船橋用)		—	—	—	—	320	—	—	

a「長崎聞役日記」(『正保四年亥六月二十四日長崎へ黒船入津ニ付長村内蔵助巖越候覚』より作成)より引用 出陣人数は水夫含

b「正保四年長崎港江南蛮船二艘渡來ニ付御取計振等ノ書面」「旧記雜錄追録1」『鹿児島県史2巻』出陣人数は水夫含

c「徳川実紀」出陣人数は雑兵含

(表2) 正保4年ポルトガル船長崎入港事件時の薩摩藩の動き

通航一覧186	6月24日	ポルトガル国王使節コンサルボウテシケイテソウサ(コンサローテ=シケイラーテ=ソウサ)長崎に到着し、ポルトガルの独立とヨアン4世の即位を告げ、貿易再開を求める
[145]	6月24日高力忠房(島原藩主)書状	「南蛮の黒船」二艘廿四口硫黄崎へ着の報
[146]	6月26日高力忠房書状	「黒船」二艘廿六日長崎湊へ着の報
[147]	6月28日家老島津久慶外三名(川上久国・北郷久加・山田民部有栄)連署廻状	領内浦々への異国船漂着の報告もれがなかったか確認する
[148]	6月29日高力忠房・日根野吉明・馬場利重(長崎奉行)連署書状	長崎隣国大名への出陣命令(薩摩藩へは領内沿岸警備を指示)
[149]	7月2日島津久慶外三名連署書状	領内沿岸警備指示(鉄砲衆200人配置)
[150]	7月3日島津久慶外三名連署書状	「黒船」の処置について江戸からの指示が下る前に船が逃走した場合、押し留め防戦するよう、また戦闘になった時の心得などを指示
[151]	異国船警固陣立賦(加治木新納家由緒抜書)	久見崎まで出陣の人数、一番備大筒頭東郷肥前守・伊集院長右衛門(尉)・上井勘兵衛・新納忠左衛門以下30名、他四番備まで総勢165名
[152]	7月5日高力・日根野・馬場連署書状	薩摩藩より甑島その外へも人数を配備したことの報告を受ける。前もって連絡がないうちに黒船が通過しようとした時は押し留めるよう、また長崎への江戸からの指示は月末になるだろう事を通知
[154]	7月11日島津久慶外三名(北郷・川上)連署書状	警衛人数・鉄砲などの充当について領内諸所家来衆(種子島左近大夫・吉利仲四郎・大野將右衛門・阿多内膳正)へ指示
[155]	7月19日島津久慶覚書	甑島へ異国船が逃走してきた時に家来衆(種子島左近大夫・吉利仲四郎・頬娃右京亮・大野將右衛門尉・阿多内膳正)へ
[156]	7月19日酒井忠勝書状	領内島・湊への配備(物頭五三人・鉄砲百二百宛)について報告を受ける
[157]	7月19日某覚書	長崎にて松平定行より、江戸から黒船追放の命令が下った時は出船の5日前に廻文が遣わされる旨伝えられる
[158]	(記事)北郷久加黒船打払ノ為長崎へ赴ク	北郷久加・相良権兵衛とともに江戸より嚴命を奉じ、長崎にて上使松平定行及び諸将の指揮を得て勤労す(長井主水利典これに従う)
[160]	8月3日高力忠房・日根野吉明・山崎正信(長崎奉行)・馬場利重連署触状	南蛮黒船二艘ともに近日帰帆が命じられたことを通知(黒船よりの上陸、日本人の乗船を禁止)
通航一覧146		(これより先)幕府上使井上政重幕府のポルトガル船处置方針(渡航不許可、使者は死罪にせず帰還させる)をもって長崎に到着。この日ポルトガルとの通商を拒絶し、ポルトガル船に航海入用品を供して大使コンサローテ=シケイラーテ=ソウサに信任状を返却
徳川実記8.19条	8月6日	コンサローテ=シケイラーテ=ソウサ長崎を出発してマカオに去る
[161]	8月7日島津久慶・川上久国家老連署書状(薩摩出水より日向志布志迄灘伝之警固衆へ申合候條書之留)	今度長崎来着の黒船は南蛮新王即位の使船で常の船とは異なること、江戸より上使(井上・山崎)が派遣され帰帆が命じられたこと、帰帆にあたって黒船よりの上陸、日本人の乗船を警戒すること(三日付長崎奉行所條書)、長崎奉行の指示があるまでキリストianをはじめ沿岸の警戒を油断なく行うこと
[162]	8月7日島津久慶・川上久国家老連署書状	番所・番人数の手当を厚くし、警戒を強化すること
[164]	8月16日島津久慶・川上久国家老連署書状	北郷久加長崎より帰着。領内浦々張番による警戒を解く(市来・串木野・京泊・西方・阿久根・瀬之浦夜番衆中へ)
通航一覧249	12月25日	オランダ商館長フレデリック・コイエット、ポルトガル船來航の風聞通報を怠ったとして將軍拝謁と献上品受納を許されずに江戸を去る

[□□□]は「旧記雜錄追録1」

### 〔御役元記〕

(1) 「長崎聞役と情報」(『月刊歴史手帖』第二〇巻四号、一九九二年)

／『近世日本の海外情報』岩田書院、一九九七年)

(2) 「開国前後、長崎における海外情報の収集伝達活動について」熊

本藩・五島藩長崎聞役(留守居)の活動を中心にして」(『書陵部紀要』

四七、一九九五年)／『幕末維新論集』〇 幕末維新と情報』吉川弘文

館、二〇〇一年)

(3) 『長崎聞役日記—幕末の情報戦争』筑摩書房、一九九九年

(4) 『御触書寛保集成』二十一宗旨之部

(5) 『鹿児島県史料 旧記雑録後編六』四二一號

(6) 『旧記雑録後編六』一三三三號

(7) 『旧記雑録後編六』一三四四號

(8) 『通航一覧四卷』一四四四號

(9) 『旧記雑録後編六』二七二二號

正保三年(一六四七)二月九日家老北郷久加ら条々『旧記雑録追録

一』二九九号)も同内容

(10) 玉里島津家文書

(11) 『旧記雑録追録一』一四八八號

(12) 『通航一覧附録』一五号、『旧記雑録追録二』二〇四四號

(13) 第四章第二節長崎警備 二六二一頁

(14) 『鹿児島県史料集VI』

薩摩藩の「長崎聞役」の職務・身分の規定については「職掌紀原」の

他にも「長崎御附人」の役職名で以下の史料に見ることができる。

〔官職秘考(鹿児島藩諸役沿革)〕

\* 「職掌紀原」「官職秘考」「御役元記」はほぼ同文

「御役人帳(御役人小役人御賦方<sup>井</sup>勤方大概)」

「薩藩重職補任」

『藩法集8下』(「島津家列朝制度卷之五十」)四〇七九～四〇八一号

\* 「御役人帳」「薩藩重職補任」『藩法集8下』四〇八一号はほぼ同

文

(15) (※)「官職秘考」・「御役元記」では「附」である。「職掌紀原」の誤りなのか。使人(使者)と附人(附けて置いた人)では意味が異なる。あるいは当初は常駐の職ではなかつたかとも考えられる。

(16) 「官職秘考」では三百目

(17) 「官職秘考」「御役元記」では五升

(18) 「置一官於長崎使之」『旧記雑録後編四』一三五八号(一三五七号)文書では「置官屋」とある

(19) 『御当家令条』卷一八

(20) 『新薩藩叢書二』

(21) 「人物伝備考附録」(『新薩藩叢書三』)によれば兼陳

(22) 長崎県立図書館所蔵

(23) 『長崎県史对外交渉編』第五章第一節二・4諸藩貯蔵敷

(24) 東京大学史料編纂所所蔵

(25) 長崎における薩摩藩の琉球貿易については、長崎会所からの「出遅れ銀」(支払い遅滞銀)の回収にあたるなど、薩摩藩の産物方御用商人として天草商人石本家が深く関わっていたことが知られている。薩摩藩と石本家の関係を論じたものには、武野要子氏「薩藩琉球貿易

と貿易商人石本家の関係」（『九州経済史論集』第二卷）、黒田安雄氏

「長崎会所と藩貿易」（『九州文化史研究所紀要』第一八号）、安藤保氏「近世後期石本家と薩摩藩の関係について」『九州文化史研究所紀要』

第四五号）などがある。

（26）長崎県立図書館所蔵

（27）『藩法集8下』四〇〇九号

一、諸大名留守居、不慎之儀ニ付、安永三年年相達候趣も有之候處、已後又々弛ミ、茶屋等ニて寄合遊興ケ間敷事杯致シ、又は虚説・風説等申触候類、或ハ組合ケ間一統之様ニ仕成シ、新役等之申合六ヶ敷いたし、

従是費用相懸り候儀杯企、其上留守居役は制外之様心得、家法不相用輩有之哉ニも相聞候、此儀実事ニ候ハば、主人ニて打捨置候儀有之間敷事ニ候、尤、近頃申合、不慎無之様心掛候哉ニも候ヘ共、未区々成趣ニ相聞候間、以来、別て主人よりも猶又厚申聞、家法取用薄く、前条之如く慎之背（輩）有之候ハば、厳重ニ可申付候、此後、又々猥ニも相聞候ハバ、主人之示、不行届ニ可相当は勿論三候、右之通、万石已上之向々へ可被相触候、

六月

右之通、從 公儀被仰渡候条、為心得、可承御役々江、可被申渡候、

寛政元酉年（一七八九）七月八日 石見

（28）東京大学史料編纂所所蔵

二通あり ①宝永二年（一七〇五）三月十八日～宝暦九年（一七五九）八月七日、②享保六年（一七二一）三月十五日～天明元年（一七八二）六月十四日

（29）『史友』第二二号、一九八九年／『幕末日本の情報活動——「開国」

の情報史』雄山閣出版、一〇〇〇年

（30）『齊彬公史料』月報二、一九八二年

（付記）本稿では、当館調査史料室文献資料調査の折に、長崎県立図書館にて閲覧を御許可いただいた「長崎聞役秘録写」および「長崎聞役覚書」を引用させていただいております。また執筆に当たり調査史料室長徳永和喜氏よりご指導賜りました。末尾ながらここに深く感謝の意を申し上げます。

（本館 資料調査編集員）